

議案第1号

平成18年度北海道一般会計補正予算（第3号）

平成18年度北海道一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,664,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,797,266,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金及び負担金	42,013,876	△ 183,017	41,830,859
	1 分担金	3,037,481	△ 163,148	2,874,333
	2 負担金	38,976,395	△ 19,869	38,956,526
9	国庫支出金	360,291,657	8,146,794	368,438,451
	1 国庫負担金	109,334,865	24,109	109,358,974
	2 国庫補助金	248,003,543	8,143,898	256,147,441
	3 委託金	2,953,249	△ 21,213	2,932,036
11	寄附金	124,740	13,000	137,740
	1 寄附金	124,740	13,000	137,740
12	繰入金	32,957,523	4,109	32,961,632
	2 基金繰入金	27,647,227	4,109	27,651,336
14	諸収入	265,968,477	23,980,447	289,948,924

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 預 金 利 子	36,206	23,126	59,332
	3 貸 付 金 収 入	242,346,898	23,547,522	265,894,420
	4 受 託 事 業 収 入	4,265,402	△ 73,910	4,191,492
	6 雑 入	7,837,441	483,709	8,321,150
15 道	債	543,843,000	1,703,000	545,546,000
	1 道 債	543,843,000	1,703,000	545,546,000
歳 入	合 計	2,763,601,715	33,664,333	2,797,266,048

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		236,674,223	12,100	236,686,323
	4 防 災 費	823,322	12,100	835,422
4 企 画 振 興 費		40,508,695	△ 972,495	39,536,200
	6 I T 推 進 費	3,891,898	△ 972,495	2,919,403
6 保 健 福 祉 費		290,567,341	△ 326,537	290,240,804
	4 医 療 政 策 費	6,196,697	△ 72,630	6,124,067
	5 疾 病 対 策 費	18,666,438	△ 16,902	18,649,536
	6 地 域 保 健 費	1,229,600	△ 5,333	1,224,267
	9 地 域 福 祉 費	16,055,638	△ 1,914	16,053,724
	10 高 齢 者 保 健 福 祉 費	3,604,612	△ 253,800	3,350,812
	12 障 害 者 保 健 福 祉 費	15,382,139	△ 29,176	15,352,963
	14 災 害 救 助 費	26,712	53,218	79,930
7 経 済 費		183,741,367	14,578,436	198,319,803

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 産業立地費	17,576,121	△ 694,164	16,881,957
	10 金融費	141,923,012	15,272,600	157,195,612
8 農政費		209,427,374	△ 531,187	208,896,187
	1 農政管理費	15,351,083	△ 965	15,350,118
	2 食品政策費	1,286,793	10,000	1,296,793
	3 農産振興費	434,000	186,036	620,036
	6 農業経営費	3,691,661	△ 80,767	3,610,894
	7 農業支援費	16,091,609	△ 46,748	16,044,861
	9 農村設計費	23,886,734	△ 862	23,885,872
	10 農業農村整備事業費	81,038,964	△ 443,975	80,594,989
	11 農業施設管理費	61,148,905	△ 123,531	61,025,374
	12 農村計画費	358,288	△ 30,375	327,913
9 水産林務費		90,913,703	389,030	91,302,733
	1 水産林務管理費	12,025,585	55,802	12,081,387

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 森林環境費	2,920,047	△ 29	2,920,018
	4 水産経営費	4,766,734	△ 36,946	4,729,788
	5 水産振興費	326,244	△ 5,086	321,158
	6 漁港漁村費	34,683,201	275,600	34,958,801
	10 森林計画費	3,897,663	△ 1,311	3,896,352
	13 治山費	14,204,824	101,000	14,305,824
10 建設費		365,078,424	1,971,309	367,049,733
	1 建設管理費	67,033,751	104,511	67,138,262
	2 道路橋りょう費	167,633,466	1,264,000	168,897,466
	3 河川費	68,875,631	246,000	69,121,631
	5 砂防海岸費	21,975,055	352,545	22,327,600
	9 公園下水道費	4,399,949	4,253	4,404,202
11 警察費		137,767,334	327,326	138,094,660
	1 警察管理費	129,560,812	16,326	129,577,138

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 警察活動費	3,383,700	3,000	3,386,700
	3 交通安全施設費	4,822,822	308,000	5,130,822
12 教育費		497,919,689	1,602	497,921,291
	7 社会教育費	2,329,774	△ 8,398	2,321,376
	8 保健体育費	1,999,160	10,000	2,009,160
13 災害復旧費		7,022,827	10,910,791	17,933,618
	1 農地開発施設 災害復旧費	253,179	925,150	1,178,329
	2 水産林業施設 災害復旧費	3,224,939	2,634,460	5,859,399
	3 土木施設災害復旧費	3,544,709	7,351,181	10,895,890
14 公債費		602,083,372	6,998,438	609,081,810
	1 公債費	602,083,372	6,998,438	609,081,810
15 諸支出金		87,331,447	305,520	87,636,967
	2 諸費	76,942,282	305,520	77,247,802
歳出合計		2,763,601,715	33,664,333	2,797,266,048

第 2 表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
4 企画振興費	2 計画費	道州制北海道モデル事業推進費	2,219,000	
9 水産林務費	1 水産林務管理費	補助事業事務費	669	
10 建設費	1 建設管理費	補助事業事務費	24,900	
		2 道路橋りょう費	道路公共事業費	4,569,000
			道路特別対策事業費	330,800
			緊急地方道路整備事業費	496,200
	3 河川費	河川公共事業費	1,597,000	
		河川補助事業費	135,000	
13 災害復旧費	2 水産林業施設 災害復旧費	漁港災害復旧事業費	178,416	
	3 土木施設 復旧災害費	土木災害復旧事業費	5,944,100	

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成18年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成18年度から平成19年度まで	467,788	平成18年度から平成19年度まで	468,222
平成18年度農業経営改善促進資金融通事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成18年度から平成19年度まで	2,911
平成18年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成18年度から平成29年度まで	115,547	平成18年度から平成29年度まで	137,958
平成18年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成18年度から平成29年度まで	3,434	平成18年度から平成29年度まで	4,283
漁業振興資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為 (平成18年10月低気圧災害分)	—	—	平成18年度から平成22年度まで	5,858
平成18年10月低気圧による被害漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	平成18年度から平成26年度まで	465,078
平成18年度道単独投資事業に関する債務負担行為	—	—	平成18年度から平成19年度まで	漁港事業について 124,000 漁港海岸事業について 68,000 治山事業について 190,000 道路事業について 2,290,000 河川事業について 562,000 海岸事業について 260,000 交通安全施設整備事業について 463,000 の合計額 3,957,000

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 資 金 貸付事業費	—	—	—	—	10,000	国庫からの 借入れによる。	0	12年以内において、 国の定める分割払の 方法による。ただし、 必要に応じて繰上償 還することができる。
産 業 立 地 推 進 費	1,679,000	総務省、財 務省その他 からの借入 れ又は知事 の定める債 券の発行に よる（他の 地方公共団 体との共同 発行を含 む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	0	—	—	—
土 地 改 良 事 業 費	15,033,000	同 上	10% 以内	同 上	15,124,000	総務省、財 務省その他 からの借入 れ又は知事 の定める債 券の発行に よる（他の 地方公共団 体との共同 発行を含 む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
農用地造成 事業費	980,000	同 上	10% 以内	同 上	783,000	同 上	10% 以内	同 上
農地防災 事業費	1,848,000	同 上	10% 以内	同 上	1,875,000	同 上	10% 以内	同 上
農村総合整備 事業費	538,000	同 上	10% 以内	同 上	567,000	同 上	10% 以内	同 上
農道等整備 事業費	1,323,000	同 上	10% 以内	同 上	1,320,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄土地改良 事業費	16,289,000	同 上	10% 以内	同 上	16,213,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策 事業費	268,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	309,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	1,572,000	同 上	10%以内	同 上	1,667,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備 特別対策 事業費	30,407,000	同 上	10%以内	同 上	31,375,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備 特別対策 事業費	5,035,000	同 上	10%以内	同 上	5,268,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事業費	1,268,000	同 上	10%以内	同 上	1,325,000	同 上	10%以内	同 上
臨時海岸保全 施設整備特別 対策事業費	1,153,000	同 上	10%以内	同 上	1,299,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害 復旧費	32,000	同 上	10%以内	同 上	34,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害 復旧費	236,000	同 上	10%以内	同 上	628,000	同 上	10%以内	同 上
治山災害 復旧費	457,000	同 上	10%以内	同 上	525,000	同 上	10%以内	同 上
土木災害 復旧費	716,000	同 上	10%以内	同 上	2,215,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	543,843,000				545,546,000			

議 案 第 2 号

平成18年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成18年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,998,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ447,357,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		439,380,756	6,998,438	446,379,194
	1 一般会計繰入金	346,395,808	6,998,438	353,394,246
歳入合計		440,359,241	6,998,438	447,357,679

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		439,028,583	6,998,438	446,027,021
	1 公 債 費	439,028,583	6,998,438	446,027,021
歳 出 合 計		440,359,241	6,998,438	447,357,679

議 案 第 3 号

平成18年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成18年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成18年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	698,024千円	11,108千円	709,132千円
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	41,200千円	2,299千円	43,499千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	1,924,964千円	33,249,162千円	35,174,126千円
第1項 営業費用	1,561,050千円	△ 76,574千円	1,484,476千円
第3項 特別損失	0千円	33,325,736千円	33,325,736千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額389,581千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額390,679千円」に、「当年度分損益勘定留保資金348,962千円」を「当年度分損益勘定留保資金350,060千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	2,629,467千円	24,451,836千円	27,081,303千円
第1項 企業債	501,000千円	25,146,000千円	25,647,000千円
第2項 補助金	145,600千円	985,300千円	1,130,900千円
第5項 他会計からの長期借入金	1,932,893千円	△ 1,679,464千円	253,429千円

支 出

第1款 資本的支出	3,019,048千円	24,452,934千円	27,471,982千円
第1項 建設改良費	1,499,218千円	13,407千円	1,512,625千円
第2項 企業債償還金	1,519,830千円	14,445,570千円	15,965,400千円
第3項 返 還 金	0千円	1,744,265千円	1,744,265千円
第4項 長期借入償還金	0千円	8,249,692千円	8,249,692千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表に次のとおり追加する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
未稼働資産等整理債	—	—	—	—	千円 19,332,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水源整理債	—	—	—	—	5,814,000	同 上	10%以内	同 上